

ニューノーマル処方箋(第42回)

中堅企業も対象に。2024年度の「賃上げ税制」とは

2024.03.28



<目次>

- ・従業員の給与を一定割合UPすると、税金が控除される
- ・大企業・中小企業に加え、新たに「中堅企業向け」が登場
- ・従業員教育／子育て支援／女性活躍に取り組むと、控除額を上乗せ！

従業員の給与を一定割合UPすると、税金が控除される

2023年12月22日、政府は2024年度の税制改正大綱を発表しました。その中には、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援する「賃上げ促進税制」(以降、賃上げ税制)の新ルールも盛り込まれました。

賃上げ税制は、従業員に支払う給与などの支給額が、前事業年度と比較して一定以上増加した場合、その企業が一定の控除を受けられる税制のことです。青色申告書を提出する全企業、もしくは個人事業主が対象となります。

従来の賃上げ税制は、中小企業向け／大企業向けの2つの枠が用意されていましたが、新制度は新たに中堅企業向けの枠が追加され、かつ控除率も変更されています。大企業・中堅企業は、全雇用者の給与等支給額の増加額の最大35%、中小企業の場合は最大45%が税額控除されます。

新たな賃上げ税制は、2024年4月1日から2027年3月31日までの間に開始される事業年度が対象です。個人事業主の場合は、2025年～2027年の各年が対象となります。

賃上げに取り組む経営者の皆様へ

～政府は、賃上げに取り組む企業・個人事業主を応援します～

賃上げ促進税制を強化！

【大企業・中堅企業】

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大35%**を税額控除※1

【中小企業】

全雇用者の給与等支給額の増加額の**最大45%**を税額控除※1

<適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度>
2024年4月1日からスタートする、賃上げ促進税制の税額控除率
(経済産業省の賃上げ促進税制のパンフレットより引用)

大企業・中小企業に加え、新たに「中堅企業向け」が登場… 続きを読む